

○追手門学院大学学生会館規程

昭和52年12月 5 日

制定

第1条 追手門学院大学に学生会館（以下「会館」という。）を置く。

第2条 会館は、学生相互及び学生と教職員との人間関係を深め、学生の課外活動の発展に資するとともに、学生の厚生福祉を増進することを目的とする。

第3条 会館に、館長及び館員を置く。

2 館長は、教務・学生支援部長をもってあてる。

3 館員は、学生支援課の職員をもってあてる。

第4条 館長は、会館の管理運営について責任を負う。

2 館員は、館長の命を受け、会館の事務を処理する。

第5条 会館の運営のため、学生会館運営委員会を置く。

2 学生会館運営委員会に関する規程は、別に定める。

第6条 この規程に定めるもののほか、会館に必要な事項は、別に定める。

第7条 この規程に関する事務は、学生支援課の所管とする。

第8条 この規程の改廃は、学生支援委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和52年12月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月 1 日から施行する。